

平成28年2月
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

平成28年2月定例教育委員会会議録

1 日 時 平成28年2月4日（木）午後3時開議

2 場 所 南八幡仮設庁舎会議室

3 日 程

1 開会

2 会期の決定

3 議事日程の決定

4 会議録署名委員の指名

5 議案第35号 市川市奨学生選考委員会委員の委嘱について

議案第36号 教育財産の用途変更及び所管換について

議案第37号 平成28年度教育行政運営方針について

議案第38号 市川市教育振興審議会条例の一部改正に関する意見の申出について

議案第39号 学校教育法等の一部を改正する法律及び市川市立義務教育学校設置条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定に関する意見の申出について

議案第40号 平成27年度市川市一般会計補正予算（第3号）（うち教育費に係る部分）に関する意見の申出について

議案第41号 平成28年度市川市一般会計予算（うち教育費に係る部分）に関する意見の申出について

6 その他の件

7 閉 会

4 本日の会議に付した事件

1 議案第35号 市川市奨学生選考委員会委員の委嘱について

議案第36号 教育財産の用途変更及び所管換について

議案第37号 平成28年度教育行政運営方針について

議案第38号 市川市教育振興審議会条例の一部改正に関する意見の申出について

議案第39号 学校教育法等の一部を改正する法律及び市川市立義務教育学校設置条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定に関する意見の申出について

議案第40号 平成27年度市川市一般会計補正予算（第3号）（うち教

育費に係る部分)に関する意見の申出について
議案第41号 平成28年度市川市一般会計予算(うち教育費に係る部分)に関する意見の申出について

2 その他 (1) 平成27年度「新成人の集い」開催報告について

5 出席者 田中 庸惠
五十嵐 美美子
内田 茂男
小林 正貴
平田 信江
平田 史郎

6 出席職員、職・氏名

教育次長	石田 有記
教育政策室長	永田 治
生涯学習部長	千葉 貴一
生涯学習部次長	秋本 悅生
学校教育部長	山元 幸惠
学校教育部次長	小松 秀夫
教育政策課長	牛尾 進一
教育総務課長	板垣 道佳
就学支援課長	木村 泰子
教育施設課長	戸佐 薫
青少年育成課長	小畔 春夫
社会教育課長	川野 修一
中央図書館長	大里 宗行
考古博物館長	須藤 治
義務教育課長	井上 栄
学校安全安心対策担当室長	小倉 貴志
指導課長	山田 浩一
保健体育課長	永田 博彦
教育センター所長	北川 喜照

7 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主幹 室岡 稔
"	副主幹 宮内由美子
"	副主幹 岡田 靖弘
"	主任 大島 裕美

○ 教育長

ただいまから、平成28年2月定例教育委員会を開会いたします。議事日程に入ります前に、議事進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において五十嵐委員を指名いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。それでは、日程に従い議事を進めます。はじめに、会議録署名委員の指名を行います。会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、内田委員、平田信江委員を指名いたします。それでは、議事の進行を五十嵐委員にお願いいたします。

○ 五十嵐委員

それでは、議案に入ります。あらかじめお諮りいたします。本日の議事のうち、議案第37号 平成28年度教育行政運営方針についてから、議案第41号 平成28年度市川市一般会計予算(うち教育費に係る部分)に関する意見の申出についてまでは、2月市議会告示前の議案等であり、市川市公文書公開条例第8条第1項第5号に規定する非公開情報に該当するものと認められることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項のただし書きの規定により、議事を公開しないこととしてよろしいか、お諮りいたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 五十嵐委員

ご異議がないようですので、同条第8項の規定により討論を行わず公開しないことといたします。本件の審議については、本日の案件がすべて終了してから行います。それでは、議案第35号 市川市奨学生選考委員会委員の委嘱についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○ 就学支援課長

学力が優良でありながら、経済的な理由等により高等学校又は高等専門学校の修学が困難な方に対し、教育の機会均等を図ることを目的とした奨学資金制度を実施しておりますが、教育委員会の諮問機関として、「市川市奨学生選考委員会」を設置し、奨学生の選考等について、ご審議いただいているところでございます。委員の構成につきましては、市川市奨学資金条例施行規則第12条により、第1号委員、私立学校関係者1名、第2号委員、公立高等学校関係者1名、第3号委員、市立中学校関係者1名、第4号委員、PTA連絡協議会関係者1名、第5号委員、民生委員児童委員協議会関係者2名、第6号委員、学識経験者2名、合計8名で構成すると規定されております。委員の任期につきましては、市川市奨学資金条例第10条第2項により2年と

規定しておりますが、第5号委員である民生委員児童委員協議会関係者2名の任期が、平成28年2月5日をもって満了となりますことから、新たな委員を委嘱するものでございます。恐れ入ります資料3ページをお願いいたします。市川市民生委員児童委員協議会に対しまして、奨学資金制度の趣旨を理解し選考にご協力いただける2名の推薦を依頼しましたところ、小黒 孝子氏、五ノ井 きよみ氏の推薦をいただいたところでございます。任期につきましては、議決をいただいた日より2年でございます。以上でございます。よろしくご審議の程、お願ひいたします。

○ 五十嵐委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。よろしいでしょうか。質疑がないようですので、議案第35号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 五十嵐委員

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、議案第36号 教育財産の用途変更及び所管換についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○ 教育施設課長

議事日程の4ページをご覧ください。所管換えの対象となる教育財産は、2校でございます。1校目は市川市立鶴指小学校でございます。所在地は、市川市大和田4丁目1271番2、1272番2でございます。面積としましては、440平方メートルでございます。2校目は市川市立第八中学校でございます。所在地は、市川市大和田4丁目1436番4、1436番5、1436番6、1441番2でございます。面積としましては、407.90平方メートルでございます。用途変更及び所管換の内容でございますが、当該用地は、公衆用道路として供用されているため、市長部局に所管換えし、維持管理をすることが必要であることから、提案するものでございます。次のページ、5ページの資料をご覧ください。青い太線で囲ってあるところが、鶴指小学校でございます。また、朱色の部分が、公衆用道路として供用されている部分でございます。写真、上が北西側から学校を撮影した写真、下が、南東側から撮影した写真でございます。今後、学校用地である朱色の部分を、道路用地として維持管理していくために、この440平方メートルを、道路管理課に、所管換えを行うものでございます。次のページ、6ページの資料をご覧ください。青い太線で囲ってあるところが、第八中学校でございます。また、朱色の部分が、公衆用道路として供用されている部分でございます。写真、上が北西側から学校を撮影した写真、下が、南東側から撮影した写真でございます。今後、学校用地である朱色の部分を、道路用地として維持管理していくために、この

407. 90平方メートルを、道路管理課に、所管換えを行うものでございます。なお、道路管理課が道路移管を受け入れる条件としましては、道路幅員が4メートル以上あること。通り抜けができる道路であること。道路と隣接地との境界が確定していること。道路排水が取れていること。などでございます。鶴指小学校、第八中学校につきましては、平成26年度までに、隣接地権者との境界確定を完了しており、今年度中に、第八中学校の給食室プラットホームの改修工事や、補修作業などを完了させまして、移管のための全ての条件を満たしますことから、今回、道路管理課へ、所管換えを行うものでございます。説明は、以上でございます。よろしく、ご審議くださいますよう、お願ひいたします。

○ 五十嵐委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。ほかに質疑がないようですので、議案第36号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 五十嵐委員

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、その他に入ります。(1) 平成27年度「新成人の集い」開催報告について、説明をお願いいたします。

○ 社会教育課長

委員の皆さんには、お忙しい中、ご出席いただきまして ありがとうございました。それでは、お手元の議事日程の7ページ、8ページをご覧ください。平成27年度の新成人の集いは、平成28年1月10日の日曜日、例年通り、市川市文化会館で、午前11時より式典を開催いたしました。新成人の受付者数ですが、対象者4,294人に対して、受付者数は、2,468人。パーセントにしますと、57.5パーセントでした。ほぼ、昨年と同様の出席状況でございました。来賓につきましては、72名の方からご出席いただきました。式典は、県立国府台高等学校吹奏楽部の演奏で始まり、大久保市長からは、「人から好かれる人間になって欲しい」という新成人への激励があり、そして、式典のテーマである「一歩～これまでをこれからに～」に沿った成人式実行委員会の企画映像、最後に、新成人代表の挨拶、決意などがありました。また、文化会館内では、小・中学校の恩師からのメッセージコーナー、新成人が小学校入学時に撮影しました「わくわく1年生」の放送コーナー、茶席体験、着付けコーナーなどを設け、多くの新成人に利用していただきました。新成人の集いについての報告は以上です。

○ 五十嵐委員

ありがとうございました。何か成人式について質問はございますか。

○ 小林委員

終わった後、教育長ともお話しをしたのですけれども、出身中学校の校長先生の紹介というのがございましたけれども、あの中で、もちろん公立はもとより、私立の中学校もすべてお声をかけているのでしょうか。例えば、平田委員の学校とか、入っていなかつたように思うのですけれども、お声をかけて欠席されたのか、その辺は全部、私立の中学校の校長先生にはご招待しているのか、お聞きしたいです。

○ 社会教育課長

私立中学校の校長先生、もちろん呼んでいますし、私立、市内5校あるのですが、こちらにも全部お声は、ご案内はしております。ただし、所用があって欠席ということで、何名の方か欠席がございました。以上でございます。

○ 五十嵐委員

ありがとうございました。そのほかは。とても、良かったですよね。手作り感があって。よろしいでしょうか。ありがとうございました。これより、議案第37号の審議に入りますが、会議規則第10条の規定により、傍聴人の方は退席をお願いいたします。これにて、暫時休憩いたします。

【暫時休憩 傍聴人無し】

○ 教育総務課長

五十嵐委員、再開をお願いいたします。

○ 五十嵐委員

議事を再開いたします。議案第37号 平成28年度教育行政運営方針についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○ 教育政策課長

別冊議案の1ページをお願いいたします。まず、提案理由でございます。本市では、平成25年4月の市議会からの要請を契機といたしまして、毎年、2月市議会定例会におきまして、市長の施政方針に合わせまして、教育委員会の教育行政運営方針の演説を行うこととしております。したがいまして、昨年度に引き続きまして、今年度も2月17日開会予定の2月市議会定例会におきまして、平成28年度の教育行政運営方針の演説を行いますことから、教育委員会として、その演説に用いる方針を策定する必要があるものでございます。それでは、「平成28年度 教育行政運営方針（案）」についてご説明いたします。議案に添付いたしました方針案をご覧いただきたいと思います。まず、全体の構成でございます。こちらは、市長の施政方針の構成に準じております。まず、一つ目がはじめに、のところでございます。二つ目が、教育行政運営の基本方針。三つ目が、重要な施策。四つ目が、むすび、で構成しております。また、「重要な施策」につきましては、第2期教育振興基本計画における3つの施策の基本的な方向に区分し、記載しております。続きまして、記載内容でございますけれども、方針案の4ページから順次ご説明

をさせていただきます。まず、「はじめに」の部分でございます。昨年4月に施行されました教育委員会制度改革への対応状況といたしまして、「総合教育会議の開催」、「大綱の策定」を挙げ、教育委員会は大綱に掲げる教育の目標の実現に向けて、市長と教育政策の方向性を共有し、一致して教育行政の運営に努める旨を記載しております。続きまして、「教育行政運営の基本方針」の部分でございます。大綱の策定を背景といたしまして、まず、1点目、「校内塾・まなびくらぶ」などの第2期市川市教育振興基本計画の期間中に開始した「新規事業に係る施策の充実」を挙げております。続きまして、5ページでございます。2点目が、「点検・評価の結果に基づく施策の改善」を挙げております。3点目でございます。社会変化により顕在化した「新たな教育課題等への対応」を記載しております。続きまして、「重要な施策」の部分でございます。基本方針に沿いまして、主に、平成28年度当初予算案の新規・拡大・重点事業について記載しております。具体的に申し上げますと、まず、「(1) 子どもの姿」につきましては、「新規事業に係る施策の充実」といたしまして、「校内塾・まなびクラブの充実」を、「新たな教育課題等への対応」といたしまして、「道徳教育の推進」を、「点検・評価の結果に基づく施策の改善」といたしまして、「防災教育及び歴史や文化に関する教育の推進」をそれぞれ記載しております。続きまして6ページをお願いいたします。「(2) 家庭・学校・地域の姿」につきましては、まず、「新規事業に係る施策の充実」といたしまして、「市川版中高一貫教育の推進」を、続きまして、「点検・評価の結果に基づく施策の改善」といたしまして、「特色ある学校運営」及び「地域活動指導者の育成」を挙げております。「新たな教育課題等への対応」といたしまして、「家庭・学校・地域の連携施策の再構築」を記載しております。続きまして「(3) 市川の教育の姿」につきましては、まず、「点検・評価の結果に基づく施策の改善」といたしまして、「安心して学校生活を過ごすことのできる環境整備」を、「新規事業に係る施策の充実」といたしましては、「小中一貫教育の推進」を図る「塩浜学園の校舎整備」を、「新たな教育課題等への対応」といたしまして、「学校適正規模・適正配置の検討」及び「生涯学習環境の整備」をそれぞれ記載しております。最後に、「むすび」の部分でございます。近年の教育改革への対応に際しまして、これまでの実績を基礎に、不易と流行の視点で本市の実態に即した教育の振興に努める旨を記載しております。方針案の概要は、以上でございます。最後に、今後のスケジュールについてご説明いたします。本日、本案をご審議いただき、議決いただきました方針を2月市議会定例会の告示日、10日の予定でございますが、議員をはじめ議会関係者に配布し、公表させていただきます。その後、2月市議会定例会の開会日、予定では17日でございますが、教育長が会を代表いたしまして、方針に基づき演説をさせていただくこととなります。以上、平成28年度教育行政運営方針につきましてご説明をさせて

いただきました。よろしくご審議くださいますようお願ひいたします。以上でございます。

○ 五十嵐委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。よろしいでしょうか。それでは、議案第37号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 五十嵐委員

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第38号 市川市教育振興審議会条例の一部改正に関する意見の申出についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○ 教育政策課長

別冊議案の8ページをお願いいたします。本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、市長から、平成28年2月市議会定例会に提案予定の議案「市川市教育振興審議会条例の一部改正について」の作成に当たり、意見の聴取がございましたことから、市長に教育委員会の意見を申し出る必要があるものでございます。こちらの概要につきましては、1月の定例教育委員会で、市川市教育振興審議会臨時委員の設置について、ということで、内容についてはご承認いただいております。それでは、改正の概要についてご説明いたします。議案の10ページをお願いいたします。簡単に概要を申しますと、先ほど申しましたとおり、中段の3条のところを見ていただければと思うのですけれども、教育審議会に、近年の社会変化や、教育改革の動きに対応するため、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、当該事項に対し、学識経験のある者等を臨時委員として置くことができるようになりますために、本条例の一部を改正するものでございます。続きまして、主な改正内容についてご説明いたします。議案の13ページをお願いいたします。新旧対照表をご覧ください。まず、第3条をお願いいたします。審議会の組織に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる旨を加えるものでございます。続いて、第4条以下をご覧ください。いずれも臨時委員の身分の取扱いを定めるものでございます。第4条第4項では、臨時委員の任期を特別の事項に関する調査審議の終了までとするほか、第6条第4項では、特別の事項に関する会議における定足数や議決については、臨時委員を委員とみなすことを加えております。そして、第8条では、報酬等の支給対象に臨時委員を加え、その支給根拠となる「特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例」においても同様の改正を行っております。最後に、施行期日についてご説明いたします。戻っていただきまして11ページの附則の部分をお願いいたします。文部科学省は、少子化を背景にいたしまして、少子

化に対応した活力ある学校づくりに向けた「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を通知したところでございます。また、本市は、公共施設の管理に関する基本的な考え方を示しました「公共施設等総合管理計画」を策定中であり、今年度内に完成する見込みでございます。これらを踏まえまして、教育委員会といたしましても、喫緊の課題としまして、今後の学校施設の整備方針を含む「学校適正規模・適正配置基本方針」の策定作業を速やかに着手する必要がありますことから、平成28年4月1日を施行期日とするものでございます。以上、市川市教育振興審議会条例の一部改正についてご説明をさせていただきました。この条例案に対するご意見につきまして、よろしくご審議くださいますようお願ひいたします。以上でございます。

○ 五十嵐委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。よろしいでしょうか。質疑がないようですので、議案第38号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 五十嵐委員

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第39号 学校教育法等の一部を改正する法律及び市川市立義務教育学校設置条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定に関する意見の申出についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○ 義務教育課長

別冊議案の15ページをご覧ください。本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から、平成28年2月市議会定例会に提案予定の議案「学校教育法等の一部を改正する法律及び市川市立義務教育学校設置条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定」の作成に当たり、意見の聴取がございましたことから、市長に教育委員会の意見を申し出る必要があるものでございます。それでは、制定の概要につきましてご説明いたします。別冊議案の17ページをご覧ください。まず、制定理由でございます。「学校教育法等の一部を改正する法律」が施行され、新たな学校種別として「義務教育学校」が加えられたことから、これを受けまして、本市に義務教育学校として「塩浜学園」を設置するため、平成27年12月市議会定例会に「市川市立義務教育学校設置条例」の議案を提出し、可決、成立したところです。法の改正及び設置条例の制定に伴い関係条例中の条文の整備を行う必要があることから、本条例を制定するものでございます。続きまして、主な改正内容についてご説明いたします。別冊議案の23ページ、新旧対照表をご覧ください。第1条をご覧ください。条文中「中学校」の次に、

学校種別として「義務教育学校」を付け加えるものです。他の条文につきましても、同様に「義務教育学校」を付け加えるものでございます。それが大半でございます。また、今回の条例制定に合わせまして、必要な文言の整備を一部行っているところもございます。最後に、施行期日についてご説明いたします。別冊議案の、戻りまして19ページの下の方になりますが、附則の部分をご覧ください。施行期日につきましては、改正後の法及び設置条例は、平成28年4月1日から施行されることから、同日をこの条例の施行期日とするものでございます。以上、「学校教育法等の一部を改正する法律及び市川市立義務教育学校設置条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定」につきましてご説明をさせていただきましたが、この条例案に対するご意見がございましたらば、よろしくご審議いただくようお願ひいたします。

○ 五十嵐委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第39号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 五十嵐委員

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして議案第40号 平成27年度市川市一般会計補正予算（第3号）（うち教育費に係る部分）に関する意見の申出についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○ 教育総務課長

大変恐縮ですが、項目が多いため、説明が少し長くなりますが、ご了承お願いいたします。別冊議案の29ページをお願いいたします。この度、「平成27年度 市川市一般会計補正予算（第3号）」の予算案が確定し、2月市議会定例会に議案を提出するにあたりまして、教育費に係る予算につきましては、市長に意見を申し出る必要があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づきまして、教育委員会の議決をお願いするものでございます。別冊の「平成27年度 市川市教育委員会補正予算書（第3号）」をご覧下さい。1ページをお願いいたします。はじめに、「1. 歳入歳出予算補正」の「歳入」について、ご説明いたします。（第13款）国庫支出金、（第2項）国庫補助金、（第6目）教育費国庫補助金について、ご説明いたします。（第1節）小学校費国庫補助金、（第2節）中学校費国庫補助金、（第3節）幼稚園費国庫補助金の「学校施設環境改善交付金」につきましては、小学校・中学校・幼稚園の改修工事におきまして、入札等によって工事費が減となったことに伴い、財源となる補助金が減額となりました。また、その他の要因としまして、小・中学校費国庫補助金については、国の補正予算により国庫補助事業として計上した小学校5校の「防火設備改修工事費」に係る

国庫補助金を計上したものの、その他の「營繕工事費」及び「トイレ改修工事費」に係る、国庫補助金が不採択になったことなどによりまして、小学校費国庫補助金で、5,495万5,000円。中学校費国庫補助金で、5,491万1,000円。幼稚園費国庫補助金で、241万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。続きまして、(第3項) 委託金、(第3目) 教育費委託金、(第1節) 教育総務費委託金の「中学校夜間学級調査研究事業委託金」につきましては、国の補正予算により、文部科学省から示された、一億総活躍社会の関連施策として、「中学校夜間学級の設置促進事業」が計上されることとなつたことに伴い、11万円の増額補正をお願いするものでございます。続きまして、(第20款・第1項) 市債、(第8目) 教育債についてご説明いたします。

(第1節) 小学校債につきましては、市債の対象事業となります小学校の改修工事等において、入札等により工事費が減となつたことに伴い、財源となる市債が減となりました。また、国庫補助金の対象となっておりました工事のうち、「校舎等耐震改修工事費」を除く工事費に係る国庫補助金が不採択となつたことにより、国庫補助金に代わる財源として市債を増額しております。また、国の補正予算により財源措置をされた、小学校5校を対象とした「防火設備改修工事費」及び緊急対応として、大柏小学校の「法面整備工事費」を計上したことに伴いまして、財源となる市債もあわせて計上したため、9,000万円の増額補正をお願いするものでございます。続きまして、(第2節) 中学校債につきましては、小学校債と同様に、入札等により工事費が減となつたことに伴い、財源となる市債が減となりました。また、国庫補助金が不採択となつた工事があり、国庫補助金に代わる財源として、市債が増となつたことによって、1,570万円の増額補正をお願いするものでございます。続きまして、(第3節) 幼稚園債においては、市債の対象となります幼稚園の改修工事が、入札等により工事費が減となつたことに伴い、財源となる市債も減となりました。そのことにより、730万円の減額補正をお願いするものでございます。以上、歳入については、合計で、1,377万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。なお、今回の補正により、補正後の教育費に係る歳入全体の予算現額は、26億5,936万6,000円となるものでございます。続きまして、2ページをお願いいたします。歳出、(第10款) 教育費についてご説明いたします。(第1項) 教育総務費、(第2目) 事務局費、(第2節) 給料、(第3節) 職員手当等、(第4節) 共済費につきましては、職員の配置人数が見込みより減となつたことによりまして、給料で、1,000万円。職員手当等で、1,500万円。共済費で、1,800万円の減額補正をお願いするものでございます。続きまして、(第7節) 賃金の「非常勤職員等雇上料」につきましては、定数外職員の配置人数が見込みを下回ったことから、900万円の減額補正をお願いするものでございます。続きまして、(第3目) 学校教育指導費について、ご説明いたします。(第8節) 報償費の「講師謝礼金」

の3万円、(第11節)需用費の「消耗品費」の8万円につきましては、いずれも歳入で説明をしました、国の補正予算により、中学校夜間学級の設置促進事業が国から委託されたことに伴いまして、合計で、11万円の増額補正をお願いするものでございます。なお、この事業につきましては、平成28年度に繰り越して執行する予定となっております。続きまして、(第2項)小学校費、(第1目)学校管理費についてご説明いたします。(第13節)委託料の「トイレ改修設計委託料」につきましては、入札等による減に伴い、116万1,000円の減額補正となります。続きまして、(第15節)工事請負費の「改修工事費」ですが、校舎等耐震改修工事費の、1億1,505万6,000円の減。トイレ改修工事費の、1,122万8,000円の減につきましては、入札等により工事費が減となりましたので、減額補正をお願いするものでございます。また、「校舎等改修工事費」につきましては、入札等による工事費の減に伴う減額補正が生じ、また、歳入でご説明しましたとおり、小学校5校分の「防火設備改修工事費」及び大柏小学校の「法面整備工事費」を計上することで、合計で、1億8,321万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。なお、「防火設備改修工事費」と「法面整備工事費」につきましては、翌年度に繰り越して執行する予定となっております。続きまして、(第3項)中学校費、(第1目)学校管理費についてご説明いたします。こちらについても、人件費ということで、配置人数が見込みより減となったことによりまして、給料で、1,400万円。職員手当等で、1,100万円。共済費で、100万円の減額補正をお願いするものでございます。続きまして、(第13節)委託料及び(第15節)工事請負費につきましては、入札等による減に伴いまして、トイレ改修設計委託料で、60万2,000円。ランニングコース新設工事費で、298万8,000円。校舎等改修工事費で、2,990万2,000円。校舎等耐震改修工事費で、608万3,000円。トイレ改修工事費で、304万6,000円の減額をお願いするものでございます。続きまして、(第3目)学校建設費、(第17節)公有財産購入費の「第七中学校校舎等購入費」につきましては、債務負担行為設定により、平成16年度から平成31年度までの分割払いによって支出しておりますが、5年に一度の基準金利の見直しによりまして、利率が減となったことに伴い、平成27年度支出額も減となったため、216万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。続きまして、3ページをお願いいたします。学校給食費、委託料につきましては、給食予定日数が見込みを下回ったこと、また、入札により委託料が減となったことによりまして、給食輸送委託料で、206万1,000円。学校給食調理等業務委託料で、2,389万3,000円。施設管理委託料で、251万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。続きまして、(第5項・第1目)幼稚園費について、ご説明いたします。こちらについても同じく人件費で配置人数が見込みより減となったことによりまして、給料で、500万円。職員手当等で、300万円。共済費で、300万円の減額補正

をお願いするものでございます。(第15節)工事請負費の「改修工事費」につきましては、入札等により工事費が減となったことにより、975万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。続きまして、(第6項・第1目)学校保健費の委託料につきましては、児童生徒の健康診断等の各業務委託において、入札により委託料が減となりましたので、委託料全体で170万円の減額補正をお願いするものでございます。続きまして、(第7項)社会教育費、(第3目)公民館費についてご説明いたします。(第1節)報酬の「公民館嘱託館長報酬」につきましては、公民館の嘱託館長の配置人数が見込みを下回ったことによりまして、864万円の減額補正をお願いするものでございます。(第13節)委託料の「施設管理委託料」につきましては、入札等により委託料が減となったことにより、532万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。以上、歳出につきましては、合計で、1億3,180万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。なお、今回の補正により、教育費全体の予算現額は、134億635万3,000円となるものでございます。続きまして、4ページをお願いいたします。「2. 繰越明許費補正」について、ご説明いたします。まず、教育総務費の「中学校夜間学級調査研究事業」につきましては、先ほど説明しましたとおり、国の補正予算に伴い、計上をお願いしたものでございますが、翌年度に繰り越して執行することが認められておりますので、事業費全額の11万円について、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。続きまして、小学校費の「小学校營繕事業」でございますが、これも「歳入歳出予算補正」で説明しましたとおり、増額補正をお願いしております、「防火設備改修工事」及び「法面整備工事」について、今年度中の完了が見込めないため、翌年度に繰り越しということで、2億3,056万4,000円の繰越明許費の設定をお願いするものでございます。最後に、「3. 地方債補正」についてご説明いたします。これにつきましては、市債の増額補正に伴いまして、市債の限度額についても変更の必要がございますので、補正前の限度額である、13億7,990万円から、市債の補正額と同額となります、9,840万円増の14億7,830万円への限度額の変更をお願いするものでございます。説明は以上でございます。なお、質疑につきましては、各担当課長より回答させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○五十嵐委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○内田委員

減額補正のところで、工事費、もうもろの施設の工事費、それから委託事業、委託料ですね。要するに、入札をしたら、安くなつたという、減額というお話があつたのですけれども、例えば、工賃、施設については、要するに入札したら、安くなつた訳ですけれども、工賃とかあるいは原材料費とか、その辺わかれればちょっと教えてください。入札は今までずっとやってる訳

ですよね。今回、ずいぶんそれによって、合計1億数千万円ですけれども、かなりの高額で減額補正になっている訳ですけれども、その原因が入札をやったから、そういうことはあるのでしょうかけれども、もうちょっと説明をお願いします。

○ 教育施設課長

工事を設計するにあたりまして、予算を例えば1億円組んだ場合、例えば設計を最終設計、詳細を行いますと、9,000万円になったり、そういう場合の、設計の時の差金もございます。それを9,000万円で執行しまして、さらに入札をかけますと、例えば500万円下がって、8,500万円、そういうものの状況がございます。合わせまして、入札差金等ということで、そういった金額を減額補正するというものでございます。

○ 内田委員

大体、例年こういう感じなのですか。つまり、予算は新年度当初にたてましたよね、こういうものについて色々と入札をやつたら、下がったとか。ずいぶん今回目立っているなど気がするのですけれども。従ってお聞きしているのですけれども。これまでどういう感じなのですか。

○ 教育施設課長

同じような状況でございます。やはり入札で下がる金額は入札差金として、また、設計差金としましては、詳細設計を見直して、設計監理課が、努力している点もございます。予算は主に前例の実績を見て、予算計上しておりますので、実際現場を見て、詳細設計を行いますと、金額が下がったりするものもございます。以上です。

○ 五十嵐委員

よろしいでしょうか。そのほかございますか。それでは、議案第40号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 五十嵐委員

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、議案第41号 平成28年度市川市一般会計予算(うち教育費に係る部分)に関する意見の申出についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○ 教育総務課長

別冊議案の31ページをお願いいたします。「平成28年度 市川市一般会計」の予算案が確定し、2月市議会定例会に議案を提出するにあたりまして、先ほどご説明した補正予算と同様に、教育費に係る部分については市長に意見を申し出る必要がございますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会の議決をお願いするものでございます。別冊の「平

成28年度 市川市教育委員会予算書」をご覧ください。1ページをお願いいたします。はじめに「1. 歳入歳出予算」の歳入からご説明いたします。「平成28年度 一般会計予算」の「教育費に係る部分」の歳入総額は、17億1,028万9,000円で、前年度の26億2,744万9,000円と比較しまして、9億1,716万円の減となっております。この主な増減についてご説明いたします。まず、(第12款) 使用料及び手数料、使用料、教育使用料でございます。これについては、放課後保育クラブの入所児童数の増加が見込まれたことに伴いまして、放課後保育クラブの保育料も増となること、また公民館使用料の値上げによる增收を見込んだことなどから、5,996万4,000円の増となったものでございます。続きまして、(第13款) 国庫支出金、国庫補助金、教育費国庫補助金でございます。これにつきましては、これまで、県支出金に国の交付分を含めて一括計上されていました、放課後保育クラブの運営費に係る補助金が、国・県でそれぞれ交付されることとなつたため、国庫補助金が増となりましたが、その一方で、小・中学校に係る工事費が大幅な減となつたことに伴い、その財源となる国庫補助金も大幅な減となつたことを合わせまして、全体では、3,379万1,000円の減となつたものでございます。続きまして、(第14款) 県支出金、県補助金、教育費県補助金でございます。これにつきましては、先ほどご説明したとおり、放課後保育クラブの運営費に係る補助金のうち、これまでの国の交付分を県補助金から国庫補助金に計上したことなどから、全体で、1億1,057万9,000円の減となつたものでございます。続きまして、(第20款・第1項) 市債、(第8目) 教育債でございます。これにつきましては、教育費国庫補助金でご説明しましたとおり、小・中学校の工事費の大幅な減に伴い、財源となる市債におきまして、8億2,740万円の減となつたものでございます。歳入の説明は以上でございます。続きまして、2ページをお願いいたします。歳出についてご説明いたします。歳出については、総額で、124億4,700万円で、前年度の134億5,500万円と比較しますと、10億800万円の減となつております。この主な増減についてご説明いたします。まず、(第2項) 小学校費、学校管理費でございます。これにつきましては、小学校の耐震改修工事が平成27年度をもつて完了となること、また、その他の改修工事費について、大幅な減となつたことなどから、6億4,025万9,000円の減となつたものでございます。続きまして、学校建設費でございます。これにつきましては、平成26年度から28年度の3ヵ年の継続費として計上しております、「北方小学校屋内運動場建替事業」において、平成27年度をもつて屋内運動場の新築工事が完了となり、平成28年度については、主に既存建物の解体工事、また、校庭整備工事などであるため、4億755万4,000円の減となつたものでございます。続きまして、(第3項) 中学校費、学校管理費でございます。これにつきましても、小学校費の学校管理費と同様に、校舎改修工事費が大幅な減となつたことなどによりまして、1億3,216万円の減となつた

ものでございます。続きまして、（第7項）社会教育費、青少年育成費でございます。これについては、放課後保育クラブの入所児童数の増に伴い、放課後保育クラブの運営に係る指定管理料も増となったことなどから、1億1,497万2,000円の増となったものでございます。続きまして、3ページをお願いいたします。「2. 地方債」についてご説明いたします。平成28年度当初予算における、市債の借入限度額としましては、5億5,110万円となっており、借入予定の内訳としましては、小・中学校の校舎改修やトイレ改修事業、北方小学校屋内運動場の建替事業、史跡曾谷貝塚の用地購入等の公有化事業、公民館や少年自然の家の改修事業に関するものでございます。予算書の説明については以上でございます。続きまして、別の資料、「平成28年度 市川市教育委員会 主要事業概要」について、ご説明いたします。事業数が多いので、先ほど議決をいただいております、教育行政運営方針に記載しております、重要施策に絞って説明をいたします。まず、3ページをお願いいたします。「1. 塩浜小中一貫校整備事業」でございます。これにつきましては、平成27年4月に「塩浜学園」として小中一貫校が開校しておりますが、小中一貫校教育の効果を確かなものとするため、主に校舎の一体化に向けた基本構想の策定を行うものでございます。続きまして、「2. 市川版中高一貫教育推進事業」でございます。これにつきましては、教育課程の基準の特例を用いた中高一貫教育制度によらず、現行の中学校と高等学校の指導要領の中で、学校間連携の取り組みを充実、深化させるものでございます。続きまして、「3. コミュニティ・スクール推進事業」でございます。これについては、保護者・地域の代表や学識経験者で構成する学校運営協議会を設置し、地域全体で子どもを守り育てる環境を整えるというもので、平成28年度の新規事業でございます。続きまして、「4. 市川市教育振興審議会充実事業」でございます。平成28年度に、小・中学校の適正規模や適正配置に関する審議を行うため、学識経験者2名を臨時委員として設置し、既存の市川市教育振興審議会の調査審議体制の強化を図るものでございます。続いて、4ページをお願いいたします。「8. 校内塾・まなびくらぶ事業」でございます。これについては、算数・数学を中心とした基礎的・基本的な内容について、退職教員及び大学生・地域人材を活用しまして、学習の場を設けることにより、児童・生徒の基礎的な学力の定着を図るものでございます。平成27年度においては、平成26年度に国の補正予算を活用し、増額配当した分を27年度に繰り越して、27年度当初予算分とあわせて執行いたしましたが、28年度では、追加要望の高い学校に対し、さらに増額し、拡大を図るものでございます。5ページをお願いいたします。「9. 創意と活力のある学校づくり事業」でございます。これにつきましては、各学校・幼稚園がその実態や特色を生かして、創意と活力に満ちた研究・研修が行われることで、特色ある学校づくりに寄与するものでございます。次に、「10. ライフカウンセラ

一設置事業」でございます。これにつきましては、小・中学校及び義務教育学校の児童生徒の精神的な悩みに対して適切な指導を行うため、小学校には、「ゆとろぎ相談員」、中学校には「心理療法士」である、ライフカウンセラーを配置するものでございます。次に、「11. スクール・サポート・スタッフ事業」でございます。これについては、小・中学校、特別支援学校及び義務教育学校の運営上の諸問題の対応や多様化する教育活動の充実に資するため、各学校に、スクール・サポート・スタッフを配置するものでございます。6ページをお願いいたします。「13. 小学校・中学校図書館資料整備事業」でございます。これについては、教科書の学習内容に合った図書や、探求的な学習において有効に活用できる図書を購入し、図書館を効果的に活用した教育を推進するものでございます。また、平成28年度から、大畠憲教育基金を活用し、図書の購入冊数を増加することにより事業の拡大を図ってまいります。次に、7ページをお願いいたします。「18. 学校支援実践講座事業」でございます。これにつきましては、市民を対象として、学校における「いじめ問題」をテーマとした社会人権講座を行うものでございます。28年度は交流会の拡大を図りまして、80名で50学級の開設予定となっております。続いて、9ページをお願いいたします。「23. 蔵書管理効率化事業」でございます。平成27年度に行徳図書館の蔵書に、ICタグの貼付を完了しまして、平成28年度は、セキュリティゲートや自動貸出機等のIC関連機器を導入するものでございます。また、図書館資料の収容能力向上のため、中央図書館の書庫スペースに可動式集密書架を設置しまして、約8,000冊の図書の収容を可能とするものでございます。次に、10ページをお願いいたします。最後、「27. 青少年指導者育成事業」でございます。これにつきましては、地域における青少年育成活動の活性化を目的といたしまして、地域活動で活躍できる人材を育成するための講習会を実施するものでございます。説明は以上でございます。なお、質疑につきましては、各担当課長より答弁をさせていただきます。よろしくご審査の程、お願いいいたします。

○ 五十嵐委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 平田史郎委員

6ページ、13. 小学校・中学校図書館資料整備事業ということなのですが、就学支援課の事業ということで理解はできるのですが、大畠憲基金というのは、こういう使途はあっているのでしょうか。

○ 就学支援課長

今回の重要施策で拡大しました小学校・中学校図書館資料整備事業は、大畠憲教育基金を活用して、市内38校（信篤小学校を除く）に大畠憲ミニ文庫を設置し、各小学校1校あたり8万円を増額して図書資料の整備を行なうものでございます。

○ 平田史郎委員

了解いたしました。大畠恵基金の使途目的として、小学校・中学校図書館資料整備事業に活用することは可能ということでいいのですね。

○ 就学支援課長

はい。条例において、小学校・中学校の教具及び教材の整備事業を行うために活用することとなっておりますので大丈夫です。

○ 五十嵐委員

そのほかは。

○ 内田委員

図書館なんですけれども、最近、私は専門ではないのですけれども、色々と報道されている公立図書館の改革という、民間業者、民間の企業と一緒になってですね、市として、市民に魅力のある図書館を、ということで、色々と改革を行われているようですね。そういう事例がいくつか紹介されているわけですけれども、特に、高齢社会ということで、要するに我々の周りを見ても、「退職をして君は何をやっているの」、「図書館に通っているんだ」という人が増えているのですよね。図書館で色々と本を読むと。これは大事なことなのですけれども、そういう対応を、そういう高齢社会の対応をもちろんされているのだと思うのですけれども、現状はどうなのか。図書館の利用人数とか予算だけじゃわかりませんけれども、もしそういうことがわかれれば、最近増えているとか、高齢者が多くて対応しているけれども、十分に活用されているとか、何かそういうデータはございますか。

○ 中央図書館長

今、ご指摘いただきました利用者の区分でございますが、現在調査を、先月より行っていますので、そろそろデータとして出てくるのですが、大体おっしゃっているとおり、高齢化が進んでおりますので、当然利用者の年代もどんどん上がってきています。中央図書館、それから地域館と、それぞれ性格が違いますので、どんな世代にも対応できる中央図書館型ではなくて、地域図書館、こういうところがやはりお年寄りにも来やすく、蔵書の内容も雑誌、新聞、そういうものを充実するようにしております。分析結果で、これをまた見直すような形で、考えております。一番最初におっしゃいました指定管理制度は各市で進んでおりますが、また逆に、人件費などを抑えるための指定管理制度は進んでいる半面、逆に図書館機能だけではなく、カフェ機能をつけたりして、図書館にもっと来やすくする、こういうことで脚光を浴びている所がある訳ですが、ご存じの通り、ツタヤ図書館のように、要するにツタヤ書店あまり要らなくなった本を蔵書として、選書しちゃっているのではないか、そういうところが目立っていて、新聞なんかでも取りざたされているところがございます。本市の指定管理制度は、市川駅南口図書館が指定管理制度をしておりますが、選書につきましては、全部直営で選

書をしておりますので、そのようなご心配はございませんので、付け加えさせていただきます。以上でございます。

○ 五十嵐委員

そのほかはございますでしょうか。ひとついいでしょうか。3ページのコミュニティ・スクール推進事業が新規で重点施策、前からやっていたのとは違うのでしょうか。

○ 教育政策課長

今回、コミュニティ・スクール推進事業ということで、新規で挙げさせていただきまして、学校運営協議会ということで、国が今進めている地域事業でございます。とりあえず来年度1校、塩浜学園について、モデルケースということで1校設置したいというふうに考えております。塩浜の場合は、要は学校を塩浜学園を小中一貫校でやるということで、その準備段階から運営委員会というのはできておりますので、地元の方とか保護者の方で話す場はできておりますので、それを活用してコミュニティ・スクールということで、今回新規事業でやっていこうというふうに考えております。以上でございます。

○ 五十嵐委員

予算も少ないので、どういうふうにするのかと。わかりました。ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、議案第41号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 五十嵐委員

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。それでは、教育長お願ひいたします。

○ 教育長

本日の議事は以上でございます。これをもちまして、平成28年2月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後4時8分閉会)